

令和3年度教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程
の認定後に計画を変更した教職課程について(報告)

令和3年度教職課程の認定後(令和3年11月15日)から令和4年度の教職課程
が開始するまで(令和4年3月31日)の間に、やむを得ない事由により次の①～③
に該当する事項の変更が生じた大学について、書類審査を行い、最終的に全て「可」
と判定しましたので御報告します。

- ① 専任教員を変更する場合
- ② ①に伴い、専任教員の担当授業科目を変更する場合
- ③ ①に伴い、専任教員の担当授業科目の内容を変更する場合

・ 国立大学の学部学科等の課程	3 大学
・ 公立大学の学部学科等の課程	4 大学
・ 私立大学の学部学科等の課程	1 8 大学
・ 国立大学の大学院の課程	6 大学
・ 公立大学の大学院の課程	2 大学
・ 私立大学の大学院の課程	4 大学

計 37 大学

(変更理由) 健康上の理由による退職、家庭の事情による退職、他大学への転出 等

(参考) 教職課程認定審査運営内規(抄) (平成13年7月19日教員養成部会決定)

6 教職課程の認定後に教育課程を変更する場合の取扱いについて

(1) 教職課程の認定後から翌年度の教職課程が開始するまでの間に、やむを得ない事由
により次の各号に該当する事項の変更が生じた場合においては、変更の可否(可、保留(取
り下げ勧告を含む。))について書類審査を行う。

- ① 専任教員を変更する場合
 - ② ①に伴い、専任教員の担当授業科目を変更する場合
 - ③ ①に伴い、専任教員の担当授業科目の内容を変更する場合
- (2) 書類審査においては、「3 書類審査」を準用する。
(3) 変更可否の結果は、部会に報告する。